

## 償却・引当（別表2）

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
1. 貸倒引当金	<p>貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。</p> <p>ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。</p> <p>また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。</p> <p>プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する。</p> <p>資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、損失額を合理的に見積り計上する。</p>	<p>貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。</p> <p>次に、被検査金融機関の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額と信用リスクの計量化等によって導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の十分性を確認しているか検証する</p> <p>特に、プロジェクト・ファイナンスの債権に係る償却・引当の算定においては、貸倒実績がないことをもって、引当を行わない理由としていないかを検証する。</p>	<p>(注) 左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第16条第2項の認定が行われた金融機関をいう。</p> <p>(注)「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の貸出債権を資本的劣後ローンへ転換した場合（デット・デット・スワップ）の債権に対する貸倒引当の算定方法については、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
(1) 一般貸倒引当金	<p>一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注 意先に対する債権について、原則として信用格付の区分、少 なくとも債務者区分毎に、以下に掲げる方法により算定され た過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込 まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の 区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて 予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金 として計上する。</p> <p>一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務 者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が 基本である。</p> <p>そのほか、被検査金融機関のポートフォリオの構成内容 （債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者 の規模別、個人・法人別、商品の特性格別、債権の保全状況別 など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する 方法などにより、被検査金融機関の債権の信用リスクの実態 を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。</p> <p>予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポー トフォリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務 者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・ 法人の別、債権の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、 過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必 要な修正を行い、決定する。</p> <p>特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績 率又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間 のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又</p>	<p>一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注 意先に対する債権について、信用格付の区分又は債務者区分 毎に、償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積 られているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証する。</p> <p>イ. 貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額の妥 当性の検証</p> <p>① 平均残存期間等の検証</p> <p>平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損 失額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なも のであるかを検証する。</p> <p>具体的には、当座貸越に係る債権をどのように平均残存 期間に反映させているか、約定期間が短期間ではあるもの の、実質的には長期間固定化している債権をどのように平 均残存期間に反映させているかなどを把握し、平均残存期 間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>また、要注先に対する債権を信用リスクの程度に応じ て区分し、当該区分毎に今後の一定期間における予想損失 額を算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区 分毎の今後の一定期間が合理的なものであるかを検証す る。</p> <p>② 貸倒実績率又は倒産確率の検証</p> <p>貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失 額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売 却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数と</p>	<p>（平成 16 年 11 月 2 日日本公 認会計士協会）を参照。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
	<p>は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法により、決定する。</p> <p>(一般貸倒引当金の算定方法)</p> <p>予想損失額を算定する方法</p> <p>予想損失額 = 債権額 × 予想損失率</p> <p>「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」</p> <p>① 貸倒実績率による方法</p> <p>貸倒償却等毀損額 ÷ 債権額</p> <p>② 倒産確率（件数ベース）による方法</p> <p>倒産確率 × (1 - 回収見込率)</p> <p>(注)「1 - 回収見込率」を無担保比率、平均毀損割合とする方法がある。</p> <p>なお、要注意先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下、「DCF法」という。）がある。</p>	<p>して、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映させるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。なお、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映していない場合には、一般貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較が行われているかどうかについて十分に検証を行う。</p> <p>また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。</p> <p>③ 異常値控除の検証</p> <p>特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>具体的には、貸倒実績率又は倒産確率の算定に当たっての債務者区分を正常先あるいは要注意先としていたものを、本来の債務者区分は破綻懸念先であったことを理由に、当該特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除している場合には、当該損失額又は倒産件数を破綻</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
		<p>懸念先に対する債権の予想損失額の算定に反映するなど、何らかの方法により貸倒引当金の算定に反映しているかを検証する。</p> <p>また、特定の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数がその他の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数に比べ、著しく相違していることを理由に、当該業種又は地域に係る損失額又は倒産件数を異常値として控除していないかを検証する。この場合は、特定の業種又は地域に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除することは適当ではなく、当該特定の業種又は地域毎にグルーピングを行い、グループ毎の貸倒実績率又は倒産確率を算定し、これに基づき予想損失率を求め、グループ毎の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定することが望ましい。</p> <p>④ 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証</p> <p>予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。</p> <p>ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>⑤ 予想損失率の検証</p> <p>予想損失率を求めるに当たって、被検査金融機関が、経営環境を取り巻く経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化等をどのように把握しているかを検証する。また、経済状況の変化等による必要な修正を行っている場合は、被検査金融機関の経済状況の変化等の</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>① 正常先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>正常先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、今後1年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産</p>	<p>把握状況を踏まえ、修正を行うことについて合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>また、被検査金融機関が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>⑥ 前期以前の予想損失額の検証</p> <p>前期以前の予想損失額について、その後の実際の貸倒実績又は倒産件数の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。</p> <p>ロ. DCF法に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証</p> <p>債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」（平成15年2月24日日本公認会計士協会）に基づいて貸倒引当金が算定されているかを検証する。</p> <p>正常先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、正常先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間又は今後1年間の予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>なお、今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>② 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>確率の3期間の平均値)に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、正常先に対する債権額に予想損失率を乗じて算定する(今後1年間の予想損失額を算定する場合には、1年間の貸倒実績率又は倒産確率の過去3算定期間の平均値に基づき算定することとなる。)</p> <p>イ. 貸倒実績率又は倒産確率に基づく方法          要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、貸倒実績率又は倒産確率に基づく方法を用いる場合、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。          例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先(以下、「その他要注意先」という。)に対する債権について 平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、通常、妥当なものと認められる(下記口及びハを参照)。          予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値(今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値)に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。</p> <p>ロ. 要管理先の大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法</p>	<p>イ. 貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証          要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。          また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。          なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、通常、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。</p> <p>ロ. 要管理先の大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法の検</p>	<p>(注) 今後、要注意先債権に対する貸倒引当金に関する基準に係る告示を変更した場合には、所要の見直しを行うこととする。</p> <p>(注) 「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
	<p>(イ) 要管理先の大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。</p> <p>DCF法は債権単位で適用することが原則であるが、債務者単位で適用している場合であっても、合理性があると判断されれば妥当と認められる。</p> <p>なお、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難なため、やむを得ずDCF法を適用できなかった債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが望ましい。</p> <p>(ロ) 将来キャッシュ・フローの見積り</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りは銀行の最善の予測でなければならず、回収実績等、客観的根拠をベースに不確実性を適切に反映するなど慎重に決定し、每期見直さなければならぬ。</p>	<p>証</p> <p>(イ) DCF法を採用している場合には、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価格との差額について貸倒引当金が計上されているかを検証する。また、債務者単位で適用している場合は、合理性があるかを検証する。</p> <p>なお、DCF法を適用できなかった場合の個別的な残存期間の算定に当たっては、契約上の貸出期間から実態の貸出期間への調整を合理的な方法に基づいて行っているかを検証する。</p> <p>(ロ) 将来キャッシュ・フローの見積りの検証</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りは、合理的で十分に達成が可能であると認められる前提、仮定及びシナリオに基づいた銀行等金融機関による最善の予測となっているかを検証する。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、債務者に影響する諸般の事情を検討した上で、過去の回収実績等合理的かつ客観的な証拠に基づき慎重に決定されているかを検証する。</p> <p>また、将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、決算の都度見直されているかを検証する。貸倒引当金の計上額についてバック・テストを行い、最善の予測と将来の結果との乖離が生じた場合には、必要に応じ、将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオ等を含めた貸倒引当金の計上方法を見直しているかを検証する。</p> <p>さらに、将来キャッシュ・フローの見積りに関しては、不確実性を反映させるため必要な調整を合理的かつ客観</p>	<p>(注)「大口債務者」とは、当面、与信額が100億円以上の債務者をいう。以下同じ。</p> <p>(注) 残存期間の算定方法の考え方については、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」(平成15年2月24日日本公認会計士協会)を参照。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
	<p>(A) 割引率 割引率は、債権の発生当初の約定利率又は取得当初の実効利率とする。</p> <p>(二) 総額の適切性等 DCF法に基づく貸倒引当金計上額が、要管理先の大口債務者の信用リスクの程度を十分に充たす必要がある。 また、被検査金融機関のDCF法の適用及び貸倒引当金の決定は、合理的かつ客観的な証拠によって裏付けられなければならない。</p> <p>ハ. 要管理先又は破綻懸念先からその他要注意先に上位遷移した大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法 前期以前に要管理先又は破綻懸念先としてDCF法又は個別的な残存期間を算定する方法により貸倒引当金を算定していた大口債務者が、その他要注意先に上位遷移した場合、原則として経営改善計画等の期間内は、DCF法又は上記イに掲げる要管理先に対する債権に係る貸倒引当金の算定方法（平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見積る方法）を適用することが望ましい。</p>	<p>的な証拠に基づき行っているかを検証する。この場合において、「必要な調整」には、例えば、内部で蓄積している信用格付別貸倒実績率・倒産確率・格付遷移分析等の情報を利用して調整する場合を含む。</p> <p>(A) 割引率の検証 将来キャッシュ・フローを債権の貸出条件の緩和を実施する前に当該貸出金に適用されていた約定利率、又は、取得当初の実効利率で割り引いているかを検証する。 なお、当初の約定利率が、事後的に変動する金利に基づいて決定される場合においては、割引率を、貸出条件緩和直前の約定利率に固定する方法、貸出条件緩和直前の利鞘と当該変動金利に基づいて決算日ごとに決定する方法などがあるが、いずれの方法で割引率が決定されているとしても、それが継続して適用されているかを検証する。</p> <p>(二) 総額の適切性の検証 DCF法に基づく貸倒引当金計上額と過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき今後の一定期間における予想損失額を見込む方法によって算定した金額とを比較する等により、貸倒引当金の水準の十分性や合理性について検証する。</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>(2) 個別貸倒引当金及び直接償却</p> <p>① 破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行う。</p> <p>また、個別貸倒引当金は、每期必要額の算定を行う。</p> <p>なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、貸倒引当金の計上方法としてDCF法がある。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。通常、今後3年間の予想損失額を見積っていけば妥当なものとして認められる。</p> <p>なお、大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。</p> <p>「破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」</p> <p>イ. Ⅲ分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法（合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。）</p> <p>上記イの方法により算定を行う場合においては、原則として信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債務者の区分毎に、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則</p>	<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行っているかを検証する。</p> <p>キャッシュ・フローの合理的な見積りにについては、要注意先に対する債権に準じて行っているかを検証する。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含めⅢ分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。</p> <p>イ. Ⅲ分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合</p> <p>(イ) 今後の一定期間の検証</p> <p>予想損失額を見積る今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。ただし、今後3年間の損失見込額を見積っている場合には、通常、検証を省略して差し支えないものとする。</p> <p>(ロ) 貸倒実績率又は倒産確率の検証</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
	<p>として個別債務者の債権のうちⅢ分類とされた額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>予想損失率は、原則として個別債務者毎に、経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、Ⅲ分類とされた債権に予想損失率を乗じて算定する。</p> <p>なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案のうえ償却・引当額を算定することが困難であると認められる金融機関にあっては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループ毎に同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上することができるものとする。この場合、グループ毎に予想損失率を適用する一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲は、被検査金融機関の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止め、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。</p>	<p>貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額（破綻懸念先に対する債権に係る損失額を除く。）が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。</p> <p>(ハ) 異常値控除の検証</p> <p>特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>(ニ) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証</p> <p>予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。</p> <p>ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>(ホ) 予想損失率の検証</p> <p>予想損失率を求めるに当たって、被検査金融機関が経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握しているかを検証する。</p> <p>なお、被検査金融機関が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず個別債務者毎に必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
	<p>ロ. 売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定された当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法</p>	<p>根拠があるかを検証する。</p> <p>(ハ) 前期以前の予想損失額の検証 個別債務者毎の前期以前の予想損失額について、個別債務者に係るその後の実際の貸倒実績又は倒産の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。</p> <p>(ト) キャッシュ・フローによる回収額等の検証 個別債務者毎にⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除している場合には、キャッシュ・フローの見積りが合理的なものとなっているかを検証するとともに、Ⅲ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。</p> <p>なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案することを省略し、グループ毎に予想損失率を求め、予想損失額を算定している場合には、グループ毎の予想損失額の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権を一つのグループとして予想損失額を算定して差し支えないものとする。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。</p> <p>ロ. Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除し</p>	<p>(注)「キャッシュ・フローによる回収額」とは、個別債務者毎に、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額により原則として今後3年間、経営改善計画等が策定されている場合は今後5年間で回収が確実と見込まれる部分をいう。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>② 実質破綻先及び破綻先に対する債権に係る個別貸倒引当金及び直接償却</p> <p>③ 特定海外債権引当勘定</p>	<p>ハ、DCF法</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者毎にⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、直接償却する。</p> <p>特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。</p> <p>また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額</p>	<p>た残額を予想損失額としている場合には、当該債権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、Ⅲ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。</p> <p>ハ、DCF法に基づき貸倒引当金を計上する場合        要注意先に対する債権のうちDCF法に基づき貸倒引当金を計上する方法（上記（１）②ロ、（イ）～（ニ））に準じて算定しているかを検証する。</p> <p>ただし、キャッシュ・フローの見込期間については、原則として、経営改善計画等に基づきキャッシュ・フローを合理的に見積ることが可能な場合には５年程度、それ以外の場合は３年程度としているかを検証する。</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権について、償却・引当基準に基づき、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額を予想損失額として、貸倒引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。</p> <p>なお、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額としているか、回収が確実と見込まれる部分を全てⅡ分類とし、Ⅲ分類とされた額からさらに回収見込額を控除していないかを検証する。</p> <p>特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、格付機関による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>特定海外債権引当勘定は、預金担保や対象国以外に居住する者による保証及び保険で保全されている等により回収が</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>④ 貸倒引当金の総額の適切性の検証</p> <p>2. 貸倒引当金以外の引当金</p>	<p>を特定海外債権引当勘定に計上する。</p> <p>貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失等を合理的に見積り計上する。なお、以下に掲げる引当金の名称はあくまでも例示であり、これ以外の名称とすることを妨げない。</p>	<p>可能と見込まれる債権、現地通貨建債権、ストラクチャー上トランスファーリスクが回避されている債権を除いた債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた予想損失額として計上しているかを検証する。</p> <p>具体的には、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、一般貸倒引当金に加え、対象国の財政状況等による予想損失率を債権額に乗じた予想損失額を引当金として計上しているかを検証する。</p> <p>また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、個別債務者毎の財務状況等による予想損失額に加え、当該債務者の債権のうち当該予想損失額を除いた部分に対象国の財政状況等による予想損失率を乗じた予想損失額を特定海外債権引当勘定又は個別貸倒引当金に計上しているかを検証する。</p> <p>貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているかを検証する。</p> <p>貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失等について、合理的に見積られた額を引当金として計上しているかを検証する。</p> <p>なお、発生の可能性が高い将来の偶発損失等が存在するにもかかわらず、貸倒引当金以外の引当金を計上していない場合には、引当金を計上しないことについての合理的な根拠が</p>	<p>(注) 貸倒引当金の総額に関する基準は、今後、償却・引当に関する告示を変更した場合には、所要の見直しを行うこととする。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
(1) 特定債務者支援引当金	<p>経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、債権放棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合は、原則として、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上する。</p> <p>具体的には、被検査金融機関の連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクやグループ内保証会社を含む。）の支援に伴う損失見込額の算定に当たり、当該連結対象子会社の資産査定の結果を踏まえ、当該子会社の分類額から当該子会社からの回収見込額（資本の部に計上されている額及び経営改善計画期間中のキャッシュ・フローによる回収見込額の合計額）を控除（Ⅳ分類から先に充当する）した後に残存するⅢ及びⅣ分類について、被検査金融機関の償却・引当額の算定と同様の方法又はこれに準じた方法により、当該子会社の所要償却・引当額の算定を行い、当該所要償却・引当額を支援に伴う損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。この場合、少なくともⅣ分類とされた部分は全額、Ⅲ分類とされた部分は被検査金融機関の償却・引当基準に基づく破綻懸念先に対する債権と同様の方法により予想損失額の算定を行い、当該予想損失額を損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。</p> <p>なお、特定の債務者に対する債権放棄、現金贈与等の方法による支援に伴う損失見込額については、特定債務者支援引当金として計上することが基本であるが、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該特定の債務者の債務者区分が破綻懸念先で支援に伴う損失見込額が債権の範囲内であり、かつ、当該損失見込額が少額で特定債務者支援引当金を設定する必要性に乏しい場合など合理的な根拠が</p>	<p>あるかを検証する。</p> <p>債権放棄及び債権放棄以外の現金贈与等の方法により支援を行う予定の債務者が網羅されているか、当該債務者の支援に伴う損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。</p> <p>なお、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該支援に伴う損失見込額を個別貸倒引当金として計上している場合は、個別貸倒引当金として計上することに合理的な根拠があるか、当該損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>(2) その他の偶発損失引当金</p> <p>3. 有価証券の評価</p>	<p>ある場合は、個別貸倒引当金として計上できる。</p> <p>上記(1)以外に発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する場合には、合理的に見積られた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査金融機関が抱えている場合で、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額及びⅣ分類とされた部分を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。</p> <p>有価証券の評価については、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。</p> <p>イ. 債券の評価</p> <p>(イ) 時価が把握されている満期保有目的の債券及びその他有価証券の債券については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p> <p>(ロ) 時価が把握されていない満期保有目的の債券及びその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>なお、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合には、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する。</p>	<p>将来負担する損失見込額を合理的に見積り、その他の偶発損失引当金として計上しているかを検証する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、左記に掲げるとおり、損失見込額を偶発損失引当金に計上しているかを検証する。</p> <p>有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。</p> <p>左記私募債の引当金の算定に当たっては、貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、当該私募債に係るデフォルト等を反映させたものであるかを検証する。</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
4. デリバティブ取引の評価	<p>ロ. 株式の評価 Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p> <p>ハ. 外国証券及びその他の有価証券の評価 上記イ、ロの区分に準じて評価する。</p> <p>時価評価が行われていないデリバティブ取引の評価について、債権に準じて評価を行うものとする。</p>	<p>デリバティブ取引について、左記に掲げるとおり、評価されているかを検証する。</p>	
5. その他の資産の評価		<p>その他の資産の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか又は直接償却されているかを検証する。</p>	
(1) 仮払金の評価	<p>貸出金に準ずる仮払金以外の仮払金については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p>		
(2) 動産・不動産の評価	<p>所有動産・不動産については、Ⅳ分類とされた部分を直接償却する。</p>	<p>動産・不動産のうち固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日企業会計審議会)等を踏まえ、適切に行われているかを検証する。</p>	
(3) ゴルフ会員権の評価	<p>ゴルフ会員権については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p>		
(4) その他の資産の評価	<p>イ. 買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、</p>	<p>買入金銭債権又は貸付債権信託受益権を債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
	<p>貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた買入金銭債権は、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>ロ. 貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受益権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた受益権は、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>上記以外のその他の資産については、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に該当する額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分は損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p>	<p>なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>上記以外のその他の資産について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金の計上又は直接償却しているかを検証する。</p>	